

南部徳退連 第9号  
2019年10月4日

阿南市長 岩 浅 嘉 仁 様

徳島県退職者連合  
会 長 日下 公明

徳島県退職者連合  
南部地域協議会  
会 長 廣田 幸雄

## 社会保障制度等に関する要請書

平素より、徳島県退職者連合及び徳島県退職者連合南部地域協議会に対しまして、格段のご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

貴職におかれましては、「子育て支援」「産業の振興」「高齢者対策」など多方面にわたる施策を通して「地域づくり・ふるさとづくり」を進めておられますことに心より敬意を表します。

さて、人生100年時代などと言われていています。日本人の生活水準が向上し、各種社会保障制度が行き渡って、それが実現していることは喜ばしいことです。

とはいうものの、いま、それを手放しで喜んでばかりはいられません。高齢者を取り巻く生活環境・経済環境が年々厳しさを増しているからです。

高齢者の単独世帯や「ひとり親と子ども世帯」が増え続けています。また、親が65歳以上の世帯のうち「ひとり親と子ども世帯」も急増しています。

そうした中で、高齢化によって増え続ける社会保障給付費を抑えるため、高齢者の命綱ともいべき年金・医療・介護を柱とする社会保障制度が年々先細りしています。

高齢者に関わる諸施策は、消費税10%への引き上げも含め、国による立法処置等によるものがほとんどでありますことから、貴職におかれましては、国に対し、政策・制度についての改善要請をしていただきたくお願いいたします。

また、地方行政でも実施可能な高齢者、障がい者福祉の政策も多くありますので、地方自治体の財政事情が非常に厳しい状況にあることは承知しているところですが、私たち高齢者の厳しい現状をご理解いただき、以下の要請事項について取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

## 1. <地域包括ケアネットワーク>

### 1. 選択可能な統合された医療・介護ケア、地域包括ケアネットワークの推進

(1) 利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅・福祉の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアネットワークを推進すること。

### (2) サービス提供基盤整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービス提供基盤を整備すること。

### (3) 健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命が健康で、快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

### (4) 医療・介護総合確保基金活用

「医療・介護総合確保基金」を適切に活用するとともにその執行状況を明らかにすること。新規計画への市民の意見反映の仕組みを整備すること。

## 2. 介護保険

### (1) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

① 地域包括支援センターの機能を強化し実施体制を整備するため、保険者ごとに基幹的役割を持つ地域包括支援センターを設置すること。地域包括支援センター運営協議会への住民代表の参加 協議内容の公開を促進すること

② 新総合事業に移行した要支援認定者に対する予防訪問介護・予防通所介護について新総合事業への移行後も、利用者が求める場合は移行前と同等の「相当サービス」を継続実施すること。

新総合事業化を契機に生じた「サービス内容の変更や切り捨て、利用料の引上げ、担い手のボランティアへの変更」などの実態・影響を把握し必要な改善を図ること。

- ③ 既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件にしないこと。
- ④ 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などサービス切り下げをしないこと。

## (2) 認知症施策の拡充

- ① 新オレンジプランの基本理念「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声掛け・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。
- ② 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。
- ③ 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える制度を作ること。

## (3) 安心して暮らすことのできる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。  
低所得・要介護（要援護）高齢者が貧困ビジネスに依存することなく安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの施設整備と機能強化、職員配置を改善し、適正な入所措置を行うこと。
- ② 有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障のため都道府県と連携し、虐待防止や防災の観点から実態の把握と必要な指導を行うこと。また、貧困ビジネス化が危惧されている「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」等について正確に設置・運営実態を調査し、利用者の権利擁護のため必要な指導・助言を行うこと。
- ③ 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護施設を拡充すること。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保

- ① 介護職員の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。
- ② 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

(5) 介護保険事業に対する被保険者・市民参画の促進

介護保険事業計画や総合確保基金の活用計画等、各種事業計画については、介護保険の被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢社会への適応を両立させることを基本に執行すること。

(6) 国への要請

介護保険について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

- ① 介護保険費用の国負担分25%のうち、現在調整交付金に充てている5%は国で別財源を措置し、25%全額を保険者に交付すること。調整交付金財源を自立支援・重度化防止のための国交付金に流用しないこと。
- ② 介護保険の利用者負担は原則1割を維持すること。
- ③ 要介護1・2に対する介護サービスを総合事業に移行しないこと。
- ④ 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。
- ⑤ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる介護関係労働者の抜本的処遇改善を図ること。

## 2. <医療制度>

(1) 新しい国保制度の円滑な施行

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

(2) 医療計画・医療提供体制

市民参画のもと透明性をもって、患者の権利と超高齢社会への適応を両立させることを基本に第7次医療計画を執行すること。医療・介護連携を

めざし、将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。

### (3) 国への要請

医療制度について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

- ① 「75歳以上の医療費定率負担2割化」「所得に加え資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。
- ② 皆保険を堅持し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を排除すること。
- ③ 経済成長・人口動態と連動する医療保険給付率の自動引き下げの検討をやめること。

## 3. <地域公共交通の充実>

(1) 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

(2) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、に基づき、交通事業者、公安委員会、道路管理者、利用者や労働組合等の代表による協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定やそれに基づく「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。これらの計画とまちづくり計画を一体化して、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、主体的に創意工夫して取り組むこと。

(3) 利用者利便の向上のためバリアフリー化とシームレス化を実現すること。このため、警察、交通事業者等と連携して、諸施設のバリアフリー化を進めるとともに、路面整備、乗り継ぎの円滑化をはかるため交通結節点を整備すること。また、既存のバリアフリー施設について、高齢化の進展に対応するよう設置基準の見直しをはかること。

## 4. <高齢者等に関する要請>

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

(1) 国・自治体は、住宅セーフティーネット法が改正されたことから、全自治体で住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。

(2) 国・自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

(3) 国・地方自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

(4) 低所得高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターの充実強化をはかること。

2. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること

(1) 一人暮らしの高齢者を対象とした身元保証や日常生活支援、死後事務等に関する「身元保証等高齢者サポート事業」に係わる悪質業者による消費者被害を防止すること。

(2) 事業者の実態把握及び利用者からの苦情相談内容を把握すること。

(3) 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう情報提供すること。

3. 安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること

(1) 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。

4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること

(1) 新オレンジプランにもとづき、すべての自治体で認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の設置をはかること。

(2) 認知症の認定申請の手続きの簡素化をはかること。

(3) 認知症の患者や家族を支援するための「認知症サポーター」の拡大をはかること。

(4) 認知症高齢者に起因する事故等について、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

(5) 認知症等により、物事を判断する能力を失った人の生活と、財産を保護する成年後見制度について、制度の周知や利用者の視点に立った手続きの簡素化等改善すること。

5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること

相談窓口の充実をはかり、高齢者の自立支援、就労支援など自立できるようサポート体制を強化すること。さらに、自立支援に向けて、地域に互助の関係づくりや参加など地域との関係づくりを支援すること。

6. 社会的孤立や孤独死の防止対策すること

国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

7. 高齢者の消費者被害防止をはかること

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化をはかること。

8. 移動困難者の対策をはかること

国・地方自治体は、交通政策基本計画にもとづき、買い物や通院など日常生活における移動困難者に対し、地域の特性を考慮した適切な移動手段を確保すること。また、高齢運転者の特性を踏まえた対策を推進すること。

## 5. <災害時における緊急避難対策等>

南海トラフによる地震が近い将来発生すると予測されています。

東海沖から四国沖にかけて巨大地震が発生した場合、阿南市でも地震による家屋の倒壊などにより住民の生命に甚大な被害が出るものと推定されています。これらの地震対策と、高齢者、障がい者等の安全確保に対して、体制を強化し確立すること。

## 6. <審議会等委員の選出>

高齢者に関する各種審議会・懇談会・委員会等の委員選出について、徳島県退職者連合南部地域協議会の代表が参画できるようご配慮をお願いしたい。

以上